

作成年月日	平成26年9月8日
作成部局	病院局企画課

県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編基本方針の策定

1 趣旨

平成24年11月になされた「丹波市域の今後の医療提供体制のあり方に関する検討会」からの提言等を踏まえ、県及び日本赤十字社兵庫県支部では慎重に検討を重ねた結果、両病院を統合再編することとし、「県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編基本方針」を策定した。

今後、この方針に基づき、統合再編後の具体の診療機能や施設整備内容等を定める「県立柏原病院・柏原赤十字病院統合再編基本計画（仮称）」を策定し、当該基本計画に基づき、統合再編の着実な推進を図る。

2 統合再編基本方針の主な内容

(1) 統合再編時期

新病院の開設（平成30年度目途）に合わせて実施

(2) 新病院の整備・運営主体

兵庫県

(3) 新病院の規模

概ね300床程度とし、基本計画で定める。

(4) 新病院等の整備場所

丹波市内において、必要面積、交通の利便性、救急搬送経路、災害リスク等を勘案のうえ基本計画で定める。

3 今後のスケジュール

9月～10月	県立柏原病院・柏原赤十字病院統合再編検討懇話会（仮称）設置、統合再編新病院等の診療機能、整備場所等の意見聴取
11月	パブリックコメント
12月	県立柏原病院・柏原赤十字病院統合再編基本計画（仮称）策定

<問い合わせ先> 病院局企画課 直通078-362-3299 内線3462

兵庫県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合再編基本方針

1 統合再編

兵庫県立柏原病院及び柏原赤十字病院（以下「両病院」という。）について、両病院を統合再編することが望ましいとする「丹波市域の今後の医療提供体制のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）からの提言を受け、当該提言の内容や両病院を取巻く医療環境等を十分踏まえつつ、兵庫県と日本赤十字社との間で慎重に協議を重ねた結果、両病院を統合再編することとする。

2 統合再編の基本方針

(1) 診療機能等の維持・充実

統合再編の主旨及び検討会からの提言を踏まえ、統合再編によって地域医療に支障をきたすことのないよう、これまで両病院が提供してきた診療機能やサービスについては、原則として新病院が継承する。また、在宅医療や健診機能等については、丹波市と協議のうえ新病院に隣接して整備を図る保健福祉施設（以下「関連施設」という。）において提供することにより、将来にわたり引き続き良質で充実した診療機能等の安定的な提供に努める。

(2) 統合再編時期

両病院の施設の老朽化・狭隘化が進んでいること等を踏まえ、できるだけ早期に統合再編後の新病院及び関連施設（以下「新病院等」という。）の整備を図ることとし、新病院の開設に合わせて統合再編を実施する。

(3) 患者等利用者への配慮

統合再編にあたっては、両病院の患者等利用者（以下「患者等」という。）へのサービスの継続性を確保するとともに、患者等に不利益が生じないよう配慮する。

(4) 職員の処遇

検討会からの提言を踏まえ、統合再編にあたり、両病院に勤務する職員が共に高い士気とやりがいをもって新病院等で業務に従事することができるよう、十分に配慮する。

3 新病院等

(1) 整備主体

新病院の整備は、兵庫県が行う。
関連施設の整備については、丹波市と協議を進める。

(2) 整備時期

新病院の整備時期は、平成 30 年度の供用開始を目途として統合再編基本計画（以下「基本計画」という。）において定める。

(3) 運営形態

新病院の運営は、兵庫県が行う。
関連施設の運営方法については、丹波市と協議のうえ定める。

(4) 機能

① 基本方針

両病院が担ってきた医療を引き続き提供するとともに、さらに充実を図り、急性期から回復期、予防医療から在宅医療まで一貫して良質な医療を提供する。

また、これまで柏原赤十字病院が担ってきた、かかりやすい病院としての機能、地域包括ケア、在宅医療機能、健診、予防医療機能等を維持する。

② 診療機能等

新病院等で提供する診療機能等の詳細は基本計画で定める。

③ 医師養成機能等

新病院等を地域医療を担う医師の育成拠点とするため、充実した指導体制や研修環境を整備するとともに、学生、研修医、総合診療等の専門医を目指す若手医師等にとって魅力の高い研修プログラムを提供する。

(5) 新病院の規模

病床数 概ね 300 床程度とし、基本計画で定める。

(6) 看護専門学校

平成 27 年度から丹波市に移管する看護専門学校は、移管後も引き続き新病院と緊密な連携を図り運営する必要があるため、新病院の整備時期に合わせ、新病院に隣接して整備する方向で丹波市と協議を行う。

(7) 整備場所

新病院等の整備場所については、丹波市内において、新病院、関連施設、看護専門学校等を整備するために必要な面積の確保、受診のためのアクセスの利便性、救急患者の迅速な搬送経路の確保、大規模災害のリスク等の諸要素を十分に勘案のうえ、基本計画で定める。